

| | |
|---------|-------|
| 平塚市監査委員 | 市川喜久江 |
| 同 | 城田孝子 |
| 同 | 山原栄一 |
| 同 | 秋澤雅久 |

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和5年度の財務監査

| | |
|-------|-------------|
| 企画政策部 | マイナンバー推進課 |
| 環境部 | 環境保全課 |
| 都市整備部 | 都市整備課、総合公園課 |

2 監査の実施期間

令和5年8月15日から9月25日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

企画政策部

(1) マイナンバー推進課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

支出事務において、文書デジタル保存機器賃貸借契約の執行伺に不要な契約規則条項の記載があった。

平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

環境部

(1) 環境保全課

ア 財務に関する事務の執行について適切に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

| 施設名 | 監査結果 |
|-------------|-------------|
| 環境保全課倉庫（中堂） | 良好に管理されていた。 |
| 地下水観測井（松原） | 良好に管理されていた。 |

都市整備部

(1) 都市整備課

ア 財務に関する事務の執行について、適切に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

| 施設名 | 監査結果 |
|----------|-------------|
| 駅西口第2駐輪場 | 良好に管理されていた。 |

(2) 総合公園課

ア 財務に関する事務の執行について、適切に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

| 施設名 | 監査結果 |
|-----------|--------------------|
| 日本庭園四阿 | 良好に管理されていた。 |
| レストハウス | 良好に管理されていた。 |
| 動物舎売店 | 良好に管理されていた。 |
| 管理棟（動物園） | 外壁の木造部分が剥落 内装剥落 |
| ポニー舎（動物園） | 良好に管理されていた。 |

| | |
|---------------|-----------------|
| アヒルガチョウ舎（動物園） | 良好に管理されていた。 |
| 大型鳥舎（動物園） | 良好に管理されていた。 |
| 小鳥舎（動物園） | 良好に管理されていた。 |
| 小動物舎（動物園） | 柵の基礎部分に錆つきによる剥落 |

以 上